

## オンラインジャーナル編集委員会規則

第1条 アートミーツケア学会会則（以下「本会」という。）第17条にもとづき、オンラインジャーナル等を編集・発行するために、本会にオンラインジャーナル編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、委員5名程度をもって構成する。

第3条 委員は、理事会の議を経て、代表が委嘱する。

第4条 委員のうち1名を委員長とする。

第5条 委員長は、理事会において選任する。

第6条 委員および委員長の任期は2年とし、原則的に最大2期を任期とするとともに、任期ごとに半数の委員が入れ替わることとする。

第7条 委員会は、次の事項を決定する

（1）オンラインジャーナルの全体構成

（2）原稿の採否、修正の指示等

第8条 委員会は投稿論文の一次審査を、本学会の執筆要項に基づいて記述されており、形式的な不備がないかという観点により行う。

第9条 委員会は、投稿論文の査読のために、会員および非会員に査読を依頼する。

委員会から査読を依頼された者（以下「査読者」という。）は、原稿を査読し、その結果を委員会に報告する。委員会は、査読者の報告にもとづいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。

第10条 委員会は、必要の都度開催する。

第11条 委員会は、編集規定、投稿規程および執筆要項を別に定める。

## 附則

1. この規則は、2023年8月31日から施行する。
2. 編集委員会規則（2014年5月31日施行）は廃止する。

オンラインジャーナル編集委員会規則 新旧の変更点 (案)

旧	新
第2条 委員会は、委員 <u>若干名</u> をもって構成する。	第2条 委員会は、委員 <u>5名</u> 程度をもって構成する。
第3条 委員は、理事会の議を経て、 <u>会長</u> が委嘱する。	第3条 委員は、理事会の議を経て、 <u>代表</u> が委嘱する。
第6条 委員および委員長の任期は2年とし、 <u>再任をさまたげない。</u>	第6条 委員および委員長の任期は2年とし、 <u>原則的に最大2期を任期とする</u> とともに、 <u>任期ごとに半数の委員が入れ替わる</u> こととする。
<p>第8条 委員会は、<u>以下の審査基準にもとづき投稿論文の一次審査を行う。</u></p> <p><u>1) 要旨に必要な内容がすべてわかりやすく記述されている。</u></p> <p><u>2) 事例およびデータの取り扱いについて倫理的配慮がなされている</u></p> <p><u>3) 文章が論理的かつ明快な表現で記述されている。</u></p> <p><u>4) 本学会の執筆要項に基づいて記述されており、形式的な不備がない。</u></p>	<p>第8条 委員会は<u>投稿論文の一次審査を、本学会の執筆要項に基づいて記述されており、形式的な不備がないかという観点により行う。</u></p>
<p>附則</p> <p>1. この規則は、<u>2014年5月31日</u>から施行する。</p> <p>2. 編集委員会規則 (<u>2008年2月1日</u>施行)は廃止する。</p>	<p>附則</p> <p>1. この規則は、<u>2023年8月31日</u>から施行する。</p> <p>2. 編集委員会規則 (<u>2014年5月31日</u>施行)は廃止する。</p>